

# 名誉顧問のコモンセンス

## 二律背反 表裏論 3

### 奇策か、熟慮か？

2025・3・23

「勝訴」の文字を掲げながら、その表情は曇っていた。東京高裁で先月あった鬼怒川水害訴訟の判決後、茨城県常総市の住民の多くは一審とほぼ同じ一部勝訴という結果に、満足していなかった。

判決は越水した同市若宮戸地区の砂丘を河川区域に指定せず、太陽光発電事業者の掘削を招いた国の対応に「瑕疵があった」と認めたが、決壊した下流側の上三坂地区については「改修計画に問題はない」とした。原告団共同代表の片倉一美さんは「若宮戸の誤りは誰が考えても明白で、上三坂の堤防を放置した責任こそ指摘してほしい」と悔しかった。

10年前の大雨で、上三坂から流出した水は大規模浸水の原因となった。なぜ早く堤防を高くしなかったのか。片倉さんは「安全性の評価に誤りがあった」と国の堤防整備のあり方に根本的な疑問を呈してきた。

専門知識がある水害訴訟で住民側が勝つ例は少ない。背景に、住民敗訴の流れを作った大東水害の最高裁判決（1984年）がある。これ以後、行政に責任はないとする判決が主流となり、「水害訴訟冬の時代」といわれた。

序  
破  
急



前田史郎  
会社社説担当

### 笑顔なき勝訴はなぜだった

約40年前の判決が影響をもち続ける背景に、理屈に潜む普遍性がある。「治水は一朝一夕にして成らず、すべての河川で水害を防ぐには相応の予算と期間が必要なため未改修の段階では過渡的安全でよい」。どこにも適用可能な考え方は、河川管理者の格好の助け舟となった。

だが大東水害は72年発生で、施設の整備状況や資産価値も今と異なる。不完全な安全性を是認する論理が、豪雨の多発する今日に整合するとも思えない。その意味で、若宮戸では現場状況を踏まえ、大東判決の理屈に逃げることを許さなかった判決はむしろ前進といえる。

「ようやくここまで来た。一部でも勝訴したのは画期的なこと」と多くの水害訴訟に関わってきた只野靖弁護士はいう。その言葉は、救済重視へと司法判断の流れを変える大変さを物語る。

決壊地点には真新しい堤防ができ、近くに碑が立っている。碑文に「被災者、被災地の思いを後世に伝え、このような悲劇を繰り返さないため記念碑を建立する 上三坂地区住民一同」とある。

国と住民がともに上告し、裁判は続く。最高裁の新たな判断に注目したい。

**あまり嬉しくない勝訴** 過日、朝日新聞の朝刊（2025/03/23）に「笑顔なき勝訴はなぜだった」という論説が載りました。十年前に大雨で大規模災害に遭った住民たちが「なぜ、早く堤防を高くしなかったのか」と訴えていた鬼怒川水害訴訟で、東京高裁は、「国の対応に瑕疵（かし：僅かな誤り）があった」と判決を下しました。住民の勝訴です。

でも、決壊した下流側の地区については、「改修計画に問題はない」と国の責任は問いませんでした。この不問の部分の判決は、大東水害の最高裁判決（1984年）に従ったもので、論説氏は、「大東水害は72年発生で、施設の整備状況や資産価値も今と異なる。不完全な安全性を是認する論理が、豪雨の多発する今日に整合するとも思えない」と疑問を

呈しています。私もそう思います。「瑕疵」ですまされる問題ではありません。そう思うとなおさら忸怩(じじ)たる思いを感じ得ません。

いま私は、ホームページで『報徳記』をご紹介します。これは報徳先生・二宮金次郎の活躍記録です。報徳先生は、農民の困苦を救った、世にも得難い人物です。そこには、現在の茨城県真壁郡大和村の堤防が大雨毎に決壊して村は壊滅状態に陥ったのを報徳先生が堤防を築き直して立派に復興させた話が載っています。それは、貧村の持つ難題や技術的な困難や村人たちの決意など、数々の課題を解決しての成功でした。報徳先生は、江戸時代末期の1856年に亡くなった169年も前の人です。

その時代の報徳先生には、土木機械もありません。専門の設計士もいません。シミュレーションをしてくれるコンピュータもありません。担当の役所も責任者もいません。知恵袋のAIもありません。予算もありません。あるのは、自身の決断と農民の協力だけです。

今回の東京高裁の判決を見るに、この自然災害復興の責任者は日本のどこにもいません。従って、この169年間、日本には報徳先生は一人も生まれてこず、堤防決壊に注視した人はいなかったようです。それで、いま、私たちは、農民や住民を守る堰(せき)一つ築くことが出来ない社会に暮らしていることとなります。今は読まれなくなったに違いない『報徳記』のその箇所を読んで、古い昔の責任感ある一人の人物の活躍振りを見てみましょう。面白いです。では、お読みください。【『報徳記』岩波文庫63頁以降】

## 報徳先生 青木村の堰 再興のこと

青木村の里正・館野勘右衛門が、村人たちを集めて言うには —

「我が村の衰廢に当り、曾(かつ)て聞く、物井村陣屋詰めの二宮先生、相模小田原侯の命を以て桜町に至り、数年にして三邑(ゆう:村)を興復し、邑民(ゆうみん・村人)を安撫すること父母の其の子を保するが如しと。その業、誰か感動せざらんや。我が輩、物井に往きて再興の方法を嘆願せば先生は仁者なり。憐愍(れんびん)の処置なしと謂ふ可らず。果して許諾あらは是の廢堰(はいえん)も撃ぐべく、荒蕪(こうぶ:土地があればはて雑草が茂ること)も開くべく、邑民の困苦をも免るべし。然ども先生は、他の誠不誠を察観(さっかん)すること明鏡の如し。故に懇願のもの純誠に非ざれば百度歎願すと雖も断然許諾せず。故に此の願いの成否は、先生に非ずして、當邑一同の一心にあり。各の思慮如何」と。

**優れた里正** ここから、話が始まります。困り抜いた衰廢寸前の村の村長(むらおさ)が、最後に頼ったのは、村の仲間と報徳先生でした。それでまず、その旨を村民に総意を問うて、村民の協力と覚悟を確かめます。全員が賛成します。この「議論」は、村で何かを為すときには極めて重要な手続きです。報徳先生を主導者として選び、村人全員を仲間にしたのは、論議に長(た)けた里正の館野氏が如何に優れた人物であったかが分かります。

邑民、應へて曰く — 「素より冀望(きぼう)する所なり。速に嘆願せん」と云ふ。  
勘右衛門曰く — 「我等の請願而已(のみ)にては、是れ、相封(あいたい)の如くにして先生許容ある可らず。地頭よりの依頼に非ざれば不可也」と。

青木村は野州芳賀郡真岡県令の管轄でしたが、後に川副(かわぞえ)氏の采邑(さいゆう:領地・知行所)になりました。それで勘右衛門は、先ず、地頭の川副氏にお伺いをたてます。

直ちに出都。此の條(くだり)を川副某へ具陳す。川副氏大に悦び、時の用役並木柳助に命じ直書を以て[先生に]依頼せしむ。柳助・勘右衛門、村民を率て桜町に到り一邑再興の方法

を請ふ。時に天保三年(1832)なり。先生暇なきを以て之を辞す。邑民屢々請うて止まず。

青木村の訴えを受けた先生は、この村の余りの酷さに慎重になり、まず、勘右衛門をはじめ、村人たちを集め、「演説」して覚悟を質(ただ)します。むろん先生も、ここで頼りになるのは、その村の農民たちであることは分かっているからです。

先生曰く — 「汝の邑(ゆう:村)、衰廢極るもの独り田水を失ひ農事を勤めること能はざるのみに非ず。何ぞ用水なくんば、従前の田を畑と為し、多く雜穀を得て活計をなさざるや。豈(あに:どうして)、人命を養うもの独り、稻梁(とうりやう: 稻とあわ。転じて穀物の総称)のみならん。百穀・皆生命を養うもの也。而して田水の乏しきを口実となし、良田を蕪歿(ぶぼつ)に歸して顧みず、博夷(ばくえき)を事とし、他の財を借り、一時の窮を補はんとす。是、家々絶窮、遂に離散する所以(ゆえん)にあらずや。抑々(そもそも)、博突なるもの富家と雖も組先伝来の家株を傾覆するに至る。況(いわん:まして)や、貧人にして此の悪業を為す。其の亡滅、迅速ならざるを得ず」。

**精神改革から始める** 先生はまず、村民たちの生活態度を責めます。村が衰廢している原因に、「用水が不便だ」といっているが、それは口実に過ぎない。水が足りなければ、水田で米を作るのではなく、他の作物を畑で作るが良いではないか。要は、すべてが用水の不便さを言いつのって、農作をさぼり博打に耽り、借金をして暮らしていたのではないか。賭けごとなど貧乏人のするものではない — と厳しく責めます。村民の精神改革から始めるのです。

「且つ、田水なきを以て良田を荒し、衣食なきを憂ふ。夫れ田圃は衣食の本也。其の根本を棄てて以て他に求む。猶、井を塞ぎて水を求めるが如し。何れの時か之を得んや。農力、勤(すす)み、糞培(ふんばい:肥料)怠らざる時は国の有益たる田に勝れり。何ぞや。田は一作に止り、圃(ほ:畑)は両毛作(りやうげさく)なればなり」。

農作業が専門の農民たちに、農民の先輩である報徳先生は一つづつ問題点を指摘して、自分の農作業の正しいやり方を説いて聞かせます。何れも、具体的で納得のいく方法です。さすが、現実的で実際家で実務者で、農業経験豊富な先生らしいところです。特に、先ず以て、精神的な問題点も列記して諭すところが「仁」の先生ならではの、

再び、農民の痛いところを突きます。その箇所は、10もあります。

「汝等、農を以て業とす。素より畑の有益を知らざるには非ず。知りて而して耕転せざるは他無し。①其の努苦(どく)を厭ひ、②怠惰を旨とし、③努(ど)せずして米財を貪(むさばら)んとするが為め也。俄が方法は、①節儉を以て、②冗費を省き、③有余を生じ、④他の艱苦を救ひ、各、⑤箕の業を勉励・⑥刻苦・⑦終身善行を履(ふ)み、⑧悪業をなさず、⑨勤勤を以て、⑩一家を全するにあり。戸々、此の如くならば貧村必ず富ますべく、廢亡の邑里と雖も必ず興復再盛に至るなり。然して **汝の邑の如きは我が再興の道と反対せり**。其の窮苦は憫然(びんぜん:憐れむべき)なりと雖も自業自得、他より如何ともなすべからざるもの也。汝ら再び来ること勿(なか)れ」と教諭す。

勘右衛門、涕泣(ていきゅう)して曰く — 「邑民の無頼、実に高論(こうろん)の如し。然れども今一邑再興の大業を請願するに至りては旧来の陳情を改め、至教を得て以て粉骨の努を盡し艱苦に堪え、再興の業に従事せん」と誓約の上嘆願せり。  
「冀(こいねがわ)くは先生の許容あらんことを」。

先生曰く — 「無頼の習慣。已に久矣(ひさし)。今一時の約言、何ぞ永年を保つことを得んや。人情困苦に迫る時は艱苦の業も厭はずと雖も、少しく欲する所を得るに至ては忽然(こっぜん)惰心を発し旧弊・再び起るもの也。汝、安(いづく)んぞ後年の憂なきを保(たもた)んや。一旦再興の大業を挙げて後、廃棄に至らば寧ろ其の初より止むには如かざるなり」と。

邑民、「何等の苦行にも堪ん」と云て歎願止まず。

散々、苦言を呈し、「一時的な改心ではないぞ、怠けてはならぬぞ！」とクギを刺した上で、先生は、村民たちの心からなる願いを聞いて、青木村の復興を支援することに決めました。そして、先ず、何から始めるかを指示します。まず、誰でも出来る、簡単な茅(かや)刈りを命じます。それも、「代償も出す」とお駄賃も用意しての勧誘です。これが、報徳先生の「仁」(思いやりとヒューマニティ:人間味)あるところです。むろん先生は、転んでもただ起きる人ではありません。買い上げた茅で神社や寺院や農家の屋根替えに使って元は取りました。

先生曰く — 「汝等、衰村を興さんことは甚だ難し。目今(もっこん)、其の易き事をも為さずして其難きことを為さんとするは惑ひにあらずや。今、其の易(やす)き者を示めさん。汝、邑民、目下の良田・無頼し、葎・茅茂盛し冬に至れば野火茅を焼き、之が為に民家を焼亡するもの数々なりと聞く。仮令、開田耕転力足らずと雖も此の茅を刈る何の難きことか有らん。而して之を刈らず家をも灰燼(かいじん)となし、他邦に流離す。何ぞ愚の甚きや。一邑再興の事は暫く措き、先づ火災の本たる茅を刈るべし。刈り畢(おわ)らば我れ用る所あり。至常の代償を以て之を買うべし。汝、能(よく)するや否や」。

そこで、先生は村人たちの誠意を試します。これは、簡単な試験です。繁盛した茅を刈ることを命じるのは、茅を刈ることなど農民にとっては容易なことだからです。この茅は火事の原因にもなったにもかかわらず、青木村ではそれさえもしてこなかったのです。今回は、賃金も貰えます。そこまでして、先生は、村民に茅を刈らせて、その事実を反省させたのです。

是に於て邑民悦びて、男女老若・皆未明より出て不日(数日を経ないうちに)に千七百七十八駄を刈り終り、之を先生に告ぐ。先生人をして其数を点検せしめ、其の價(あた)いを常價より増して之を與(あた)ふ。民、許多の銀を得て大に悦び、従来之を刈らず焼亡に帰し、且つ火災に罹(かか)りたる事を悔ゆ。 【『報徳記』65頁】

まず、村人たちは先生の言うとおりにして、大いに反省すると同時に、先生の歓心を買うことに成功しました。次は、いよいよ先生の出番です。論語に、「**里は仁をよしとす**」とあります。先生は、まず、村の復興に掛かる前に、村人たちに「仁の心」を施します。彼らの日々の生活を保障するのです。そのためには、農民たちの衰貧を挽回することです。その方法も、先生は熟知しています。そして、その効果は⑩もあります。

村の百戸の内、六十戸は衣食に不足はなく、四十戸が貧窮しているときは、教えなくても自ずから恥を知るものだ。恥を知れば、①義心が生じ、②義心が生じれば租税を納めないのを恥とし、③借財を返さないのも恥じとし、④夫役(ぶやく)を怠るのも恥じとし、⑤質を入れるのも恥じとし、⑥暴言を吐くのも恥じとし、⑦こうなれば法令も行われ、⑧教導も行われ、⑨善道に導くことができる。⑩村の悪い風俗を一洗して、⑪一村を復興する事業はこの機会を捉えることだ。 【『二宮翁夜話』第三十九話37頁】

先生曰く、「邑民の家屋全くして雨漏(うろう:雨漏り)あるやなきや」。  
 答えて曰く、「戸々絶窮、今日の衣食も支(ささ)ふ可からず。何を以て家屋を修復することを得んや。故に、戸々の破漏甚だし。降雨の時は昼夜按(あん)ずる能はず」。  
 先生曰く、「吾、今、民屋の雨漏を除き與うべき。村の社・堂・寺は如何」。  
 答えて曰く、「家々、斯の如し。何の余力が斯に及ばん。破漏特に甚だし」。  
 先生曰く、「村正堂寺は一邑保護の神仏安置する所也、然るに此の如くならば邑民何を以て繁栄するの道あらん。速かに屋敷を細記して来る可し」と。

民、唯々(い)として退き家屋の調べを持ちて来る。

先生、物井の里正・其の他に命じ、行きて速かに修葺(しゅうきゅう)せしむ。数日にして社寺・民屋悉く新葺畢(おわ)れり。近隣の邑民・往来の者に至るまで目を驚すに至る。青木の里正・村民、意外の恩恵を悦び、櫻町に來りて其恩を謝す。【『報徳記』66頁】

果たして、先生が与えた仁の心は村民に義心を生みました。

先生曰く、「邑中、社寺・民屋悉く新葺・雨漏の憂なく、且つ火災を免れ安居を得たり。我が方法の如きは汝等の行ひ得べきに非ず。必ず止むべし」と。  
 村民答て曰く、「廃亡に等しき難村、再興の幸福得るに至らば永年の安堵、何事か之に如んや。方法中の難苦、何んの堪え難きことか之れ有ん。願くは邑中の困苦を憐み、再復の方法を施行し玉へ」と懇請息(や)ます。

さあ、村人たちは先生の誘いに乗ってきました。そこで先生は、「私も尽力するから、お前たちも頑張れ」と、いよいよ、開墾開始の命令を發します。

先生曰く、「邑中の田、悉く蕪(ぶ)す。之を開かずんば何を以て衣食を得ん。汝等之を開拓することを得るや否や。若し邑中、憤発・開墾する時は我も亦力を尽して難場の堰を堅築し田水十分ならしむべし」と。

是に於て里正、其の他、大に悦び、「開拓の難きに非ず。唯、用水無きを憂る而已。先生の深慮を以て彼の廢堰(はいえん)成就すること有らば速かに斯に従事せん」と踊躍(ようやく)して邑に歸り此の事を告ぐ。

男女老幼皆歡喜。直に開田に勉勵し数月ならずして累年の荒蕪大半を開墾せり。

是に於て先生始て青木村に至り、毎戸の勤惰・風俗を察し開田の成るを見て曰く —  
 「開拓の速やかなる実に邑中の憤発に由れり。前日の懶惰(らんだ)も汝等なり。今日の勉強も汝等なり。一人にして其の勤・惰相反する黑白の如きものは勤(つとめ)ると惰(おこた)るとの二つにあり。善悪・貧富・盛衰・存亡 — 皆此の如くならざる者無し。故に富道を行へは必ず富み、貧道を行へは必ず貧し、唯、邑民の行いに由て禍福・吉凶の差あり。今、旧来の懶惰を改め、斯の如く尽力し、永く勤勤を失はざれば、邑の再興何の難きことか有らんや。我、前日の約の如く難場の堰を築き、十分の田水を此の開田に漑ぎ與ふ可し」と。【『報徳記』66頁】

先生は、いよいよ、最大の難関であった、念願の堤防造りに掛かります。

里正・村民、雀躍欣喜、其の高恩を謝す。先生邑の水理を熟見し、櫻川の水勢を察し、然る後、東山に登り山の中央を穿ち岩石を得たり。直に邑民・隣邑の者を集め、速やかに木石を運搬せしむ。

役夫に諭して曰く — 「建築、迅速ならざれば出水計り難し。若し半途にして出水の為に流失せば前功、忽ち水泡に帰すべし。故に非常の尽力に非ざれば成すべからず。役夫の雇銀、一日米一升二合・銀二百を常とす。今日の役は常時と異なり、故に一日金貳朱を與ふべし。力足らざる者は半日の働きを以て一朱を與ふ。若し懶惰(らんだ)にして勤めざるものあれば勤働者の妨害たり。即時之を退かしむべし。半日の働きも為難き(しがたき)者は役夫に加ふ可からず」と。

衆皆悦びて指揮に随ひ、大に勉勵、東山より岩石・材木を櫻川の南岸に運搬し、不日にし達す。

先生、又命じて曰く — 「川幅に應じ茅屋(ぼうおく)を作り之を葺くべし」と。

衆人何の故を知らず。「水上に屋を作りて堰を作らず。亦、異(い)ならずや」と。私(ひさか)に笑ふものあり。

水上の屋、既に成る。

先生曰く、「誰か屋上に登り繋ぐ所の縄を伐り、水中に落す可し」と。

衆、皆、驚愕。一人敢て応じるものなし。

先生曰く、「何を憚(はばか)りて上らざるや」。

衆、同音に答えて曰く、「川上の屋、縄を以て繋れり。今、之を断ぜば屋と共に川中に陥り死生計るべからず」と。

## 先生の独壇場

先生、怫然として曰く — 「汝等、危とせば、我、之を断ぜん」と。

直ちに屋上に登り、刀を振るって数力所の縄を断ず。其の迅速飛ぶが如し。屋、一振、水中に落つ。衆、皆、愕然。

そりゃ、そうでしょう。先生は、身長はほぼ6尺(182cm)で体重は25貫(94kg)の巨体です。その偉丈夫が軽々と農家の屋根に飛び移り、刀で縄を切ったりしてあばれたのですからだれでも驚きます。むろん、先生も初めての冒険です。それでも、村民たちに威張っていいます —

先生、屋上に立ちて曰く — 「汝等、之を危殆(きたい)とす。我、何ぞ、汝等に危事を命ぜんや」と。

衆皆、其の過ちを謝し、益(ますます)、先生の神知測るべからざるを感ず。

先生曰く、「汝等、速に南岸の木石を空に投げよ」と。

なにが始まるのでしょうか。

衆、協力、大石・大木を投じ畢(おわ)る。然して後、工匠をしてその上に堰を作らしむ。大小二つの水門を設け、小水には小門を開き、大水には両つながら開きて以て、洪水の憂い無からしむ。茅屋(ぼうおく)を以て両岸水底の細砂を閉塞するが故に、水、更に漏洩せず。

立派な不動の堰ができたのです。驚きです。今回の鬼怒川損害補償の判決は、この智恵が河川管理者になかったことこそを問題にすべきだったのです。新聞の論者もこのとき、報

徳先生の存在を忘れていたのです。

古来、此の如き堰を見ず。遠近来集し、大に其の奇巧、且つ、神速・成功を驚歎し、凡智の及ばざる虞を稱す。初め衆皆謂く、「此の役五旬(五十日)に非ざれば功を竣(おわ)ること能わず」と。然るに事を挙げるより僅か旬日(十日)にして全く成る故に、往年、百餘金にあらざれば成すこと能はざるを、今、用費其の半を費さずして堅固比べるもの無し。爾来、数十年、屢々、洪水ありと雖も些(いささか)も動かず。

或人先生に問うて曰く — 「古今、闔国(こうこく:この国)の用水・堰、其の数幾千萬未だ聞かず。屋板を作り、水を防ぐ者は夫れ何の故ぞや」。

先生曰く — 「川底・両岸皆な細砂(さいしゃ)、元より木石の保つ能はざる所也。夫れ水を防がんとして堤防を築くも、蟻穴(ぎけつ:ありのあな)、猶、破壊するに足る。我、思うに茅屋、雨水を防ぎて漏らさず。何ぞ流水を防せがざらんや。是れ、此の堰を作る所以なりと。

これこそ、先生の独自の発想による新工事です。これは、「四書五経」によるものではなく、経験と熟慮からなる「科学者報徳」の荒技です。これは、農科学学者安藤昌益を凌ぐ、農業実施学者の偉業です。まさに、「神算」と呼ばれるものです。自然災害が多発する国に住む国民は、すべからず『報徳記』を読みましょう。

先生、事に臨みて其の術を施すの神算(しんさん:神のような非常にすぐれた考え)窮まり無し。初め此の役を挙げるや、始終多く酒・餅を設け、「酒を好むものは之を飲め。酒を好まざるものは餅を食せよ。惟だ、過ごす可からず。過酒すれば用を為さず。半日働らいて止んとする者は一朱を受て家に歸りて休すべし」と。

これこそ、「神算」だけではなく、また、「仁政」でもあります。

## 極楽普請なる

役夫、大に悦び其の勞を忘る。時人、此の役を唱(となえ)て「**極楽普請**」と云う。是に於て、①溝洫(こういき:みぞ・田の水路)を浚え、②新渠を穿ち、③水を漑(そそ)ぐ。④闔邑(こうゆう:村)の田に充満、⑤余水、隣村高森村の田に及び、⑥干魃に白雨(にわか雨)を得るが如し。民大いに悦ぶ。是に於て、①孝悌・篤実・善良の民を選び投票せしめ、②大いに之を賞し、③貧民を撫恤し、④道を作り、⑤橋を架し、⑥農馬・農具を給し、⑦負債を償却し、⑧人倫の道を教諭し、⑨旧染の汚俗をあらひ、⑩淳厚(じゅんこう)の風に化し、⑪奢侈・懶惰(らんだ)を改め、⑫専ら勸業、⑬節儉を行ひ、⑭開墾に従事し、⑮百年の廢蕪、悉く開け、⑯産粟許多(いた)、⑰多年の絶窮を免れ、⑱租税・従て増倍し、⑲上下富饒を得たり。天保七(1836)申の大饑に及び、男女老幼を別たず、⑳一人に付き雜穀共に五苞を與へ、㉑民食平年よりも豊かならしむ。民、㉒大に感銘し、㉓益々勸業す。㉔遠国の氓民(ぼうみん)来集し、㉕之を撫育し、㉖戸口を倍し、㉗全く旧復せりと云。先生、民法の下る所、皆、是の如し。 【『報徳記』68頁】

以上、報徳先生の「極楽普請」の偉業、内訳、ここに数えても 6 + 27 もあり — 先生、良法の下る所、皆、是の如し。

【2025/04/23 都築正道】